

第1章 清掃・リサイクル事業の体系等

1 清掃・リサイクル事業に関連する法体系

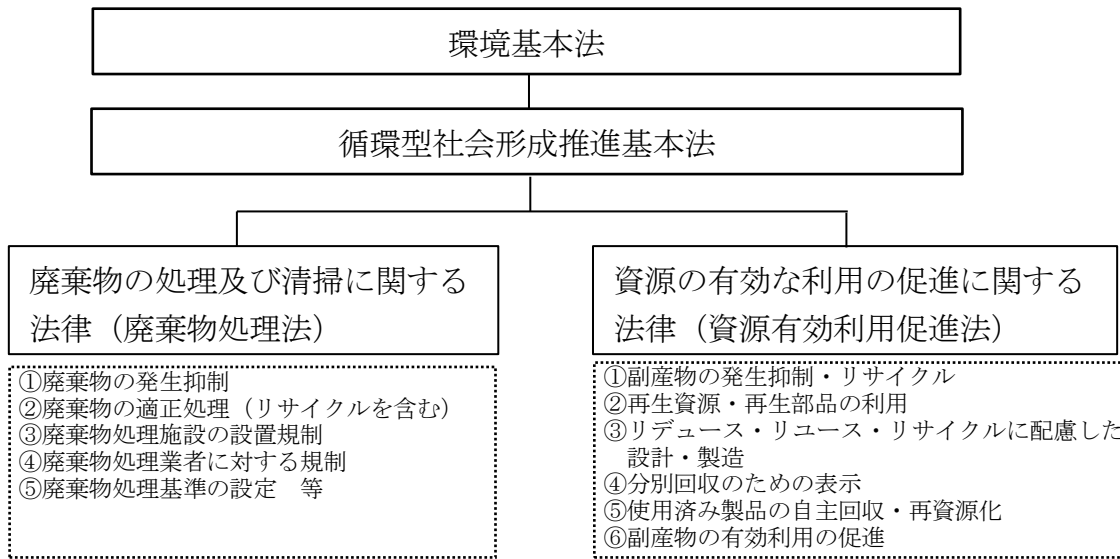
清掃・リサイクル事業については、「環境基本法」において環境政策における基本方針などが定められており、「循環型社会形成推進基本法」において循環型社会を形成するための基本方針などが定められています。

また、具体的な廃棄物や資源の取扱いについては、「廃棄物の適正処理に関する法律（廃棄物処理法）」及び「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」が定められています。

また、この他に、個別品目の特性に応じた法律として、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法が定められています。

また、関連する法律として、グリーン購入法、食品ロス削減推進法、プラスチック資源循環促進法、浄化槽法などが定められています。（詳細は資料編資料1-1を参照）

各自治体は、これらの法律に基づき、廃棄物の処理事業や資源の有効活用事業について、条例や行政計画を定め、事業に取り組んでいます。



2 23区における役割分担

一般廃棄物の処理や資源の有効活用に関する事務は原則として市町村が担い、産業廃棄物の処理に関する事務は原則として都道府県が担うこととされています。しかし、23区の区域においては、東京都が長きにわたって一般廃棄物の処理や資源の有効活用に関する事務を担っていました。

この取扱いの見直しについて、都区間の協議を経て法改正が行われ、平成12年(2000年)の4月から、23区がそれぞれ一般廃棄物の処理や資源の有効活用に関する事務を担うことになりました。

ただし、清掃工場やし尿処理施設の運営などを23区それぞれで行うことは困難であるため、23区は「東京二十三区清掃一部事務組合」を設置し、清掃工場の運営などを共同処理することとしています。

また、一般廃棄物の最終処分を行う「新海面処分場・中央防波堤外側埋立処分場」は東京都の施設であり、23区は独自の最終処分施設を持たないため、最終処分の業務については、東京都に委託して実施しています。

【23区における清掃事業の役割分担のイメージ(可燃ごみの例)】

収集・運搬	中間処理	最終処分
		
<p>ごみの収集・運搬は、23区それぞれが担っています。</p>	<p>23区が共同で東京二十三区清掃一部事務組合という組織を設置し、清掃工場等を運用しています。</p>	<p>23区から東京都に委託して中央防波堤等で最終処分を行っています。</p>

世田谷区では、東京都からの事業移管後、ごみの減量を区政の重要課題と位置付け重点的に取り組むとともに、事業移管前から区が独自に取り組んできた資源回収事業等の一層の充実に取り組んできました。

その結果、令和5年度には区移管前の平成11年度と比較して、区民1人1日あたりのごみ排出量は約43%の減量となり、資源のリサイクル率は約2.8倍となる成果をあげています。

区では、ごみの発生・排出抑制に重点を置き、清掃・リサイクル施策を積極的に推進することで、健康で快適な生活を次世代に引き継ぐことができる「環境に配慮した持続可能な社会」の実現を目指していきます。

3 廃棄物の処理、資源の有効活用に関する区の条例、行政計画等

(1) 世田谷区清掃・リサイクル条例

東京都からの事業移管に合わせて、世田谷区では、「世田谷区清掃・リサイクル条例」を定め、区が取扱う清掃・リサイクル事業の基本理念、区・事業者・区民の責務、区が取り組む事業の内容、廃棄物処理手数料の額などを定めています
(詳細は資料編資料1-2参照)

世田谷区清掃・リサイクル条例

- 第1章 総則
 - 第1節 通則
 - 第2節 区の責務等
 - 第3節 事業者の責務
 - 第4節 区民の責務
 - 第5節 世田谷区清掃・リサイクル審議会
- 第2章 再利用等による廃棄物の減量
 - 第1節 区の減量義務等
 - 第2節 事業者の減量義務
 - 第3節 区民の減量義務
- 第3章 廃棄物の適正処理
 - 第1節 通則
 - 第2節 指定する者以外の者の再利用の対象となる廃棄物の収集又は運搬の禁止等
 - 第3節 適正処理困難物の抑制
 - 第4節 一般廃棄物の処理
 - 第5節 産業廃棄物の処理
 - 第6節 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置
 - 第7節 廃棄物処理手数料
- 第4章 一般廃棄物処理業
- 第5章 浄化槽清掃業
- 第6章 地球環境の清潔保持
- 第7章 雑則
- 第8章 罰則

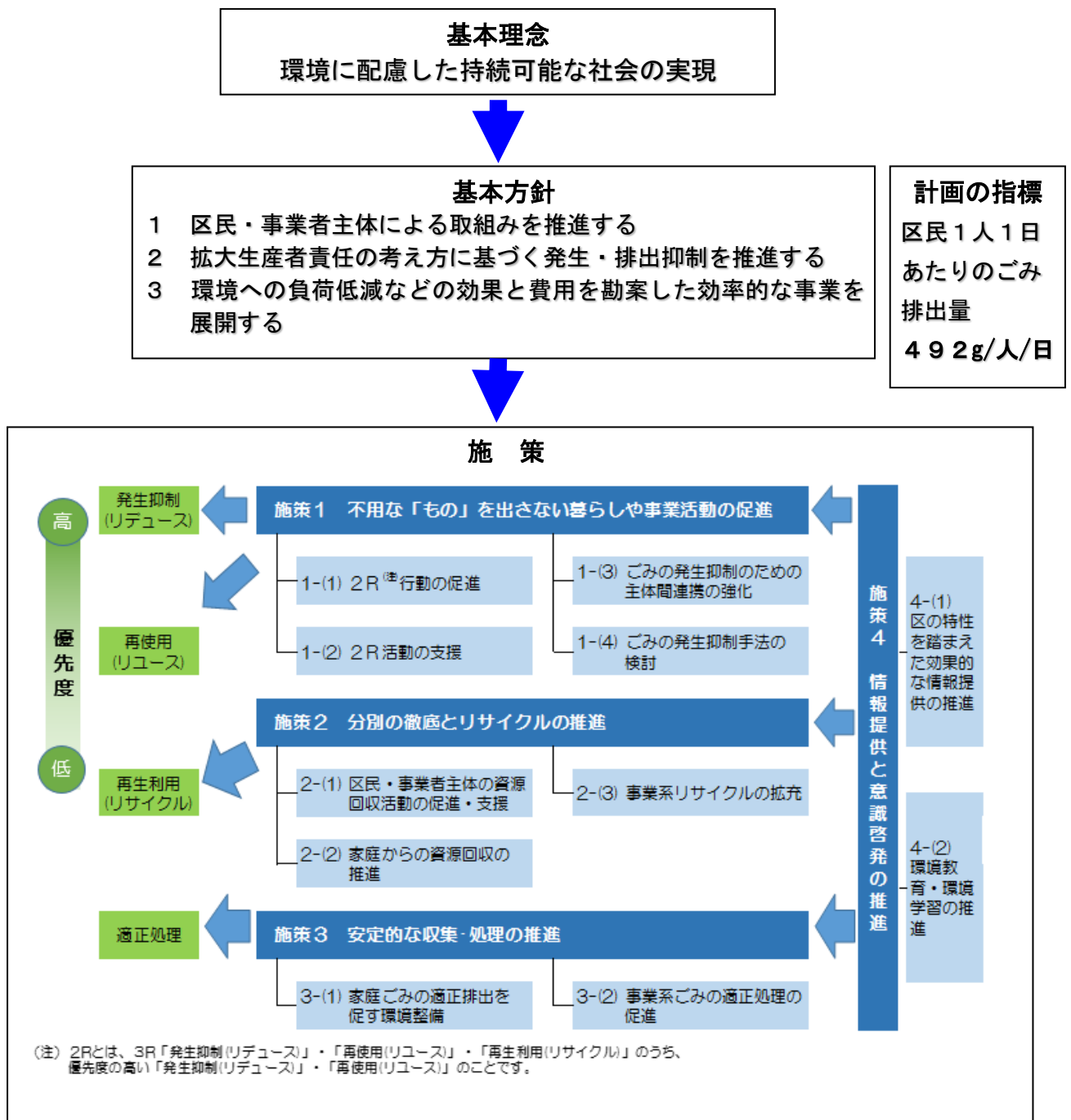
(2) 世田谷区一般廃棄物処理基本計画

(平成27年度／2015年度～令和6年度／2024年度)

※ 令和2年3月に中間見直しを実施

世田谷区一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物処理法」に基づき区市町村が策定する法定計画となります。計画には、法令や世田谷区清掃・リサイクル条例に基づき、廃棄物の適正処理に関する事項のほか、資源の有効利用の促進に関する事項などを定めています。なお、令和2年3月に計画策定から5年を経た中間見直しを行い、計画を全面的に見直しています。(詳細は資料編資料2-1～2参照)

■計画の構成

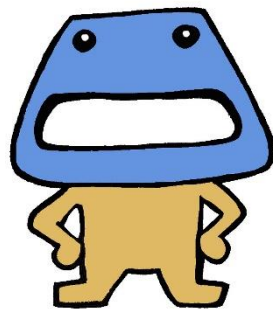


■ 計画の指標（中間見直し後）

指 標	実績値 (平成30年度 (2018))	目標値 (令和6年度 (2024年度))
区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量 (g/人/日) ※ 1	579	482 平成25年度比約15%減量

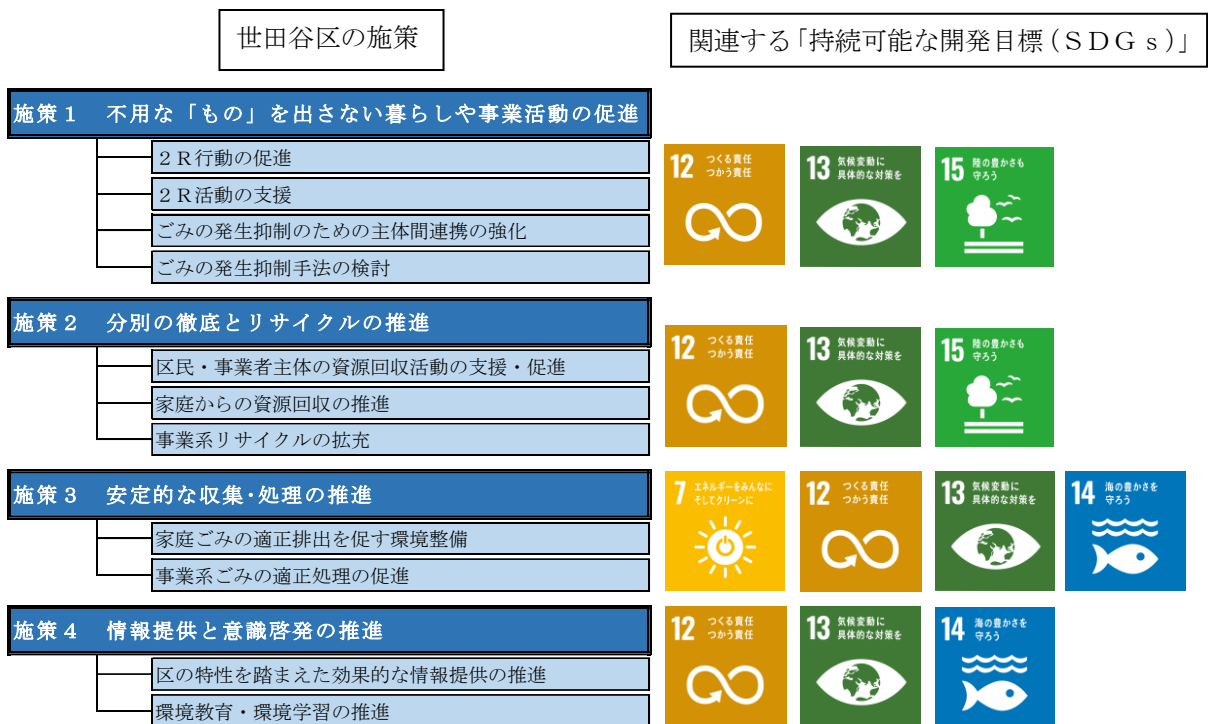
※ 1 ごみ排出量 = 区ごみ収集量 (可燃・不燃・粗大ごみ) (t) ÷ 人口 (人) ÷ 365 (日)
(うるう年は 366 日)
家庭ごみ排出量と区収集の事業系ごみ (事業系有料ごみ処理券貼付) の合計である。

【目標値：平成30年度（2018年度）より区民 1 人 1 日あたり 48g の減量！】



身近なものに例えると
毎日 たまご 1 個分の減
量だよ！

■ 施策の体系図



(3) 世田谷区一般廃棄物処理実施計画（年度ごとに策定）

世田谷区一般廃棄物処理基本計画に基づく一般廃棄物の処理に関する年度ごとの事業計画を策定しています。

(4) 世田谷区分別収集計画（第10期）

（令和5年度／2023年度～令和9年度／2027年度）

容器方法に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づく容器包装廃棄物の分別収集について、対象品目や収集方法などを定めています。

(5) 世田谷区食品ロス削減推進計画（令和4年7月策定）

（令和4年度／2022年度～令和12年度／2030年度）

世田谷区食品ロス削減推進計画は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づき、SDGsゴール12（「つくる責任 つかう責任」）を参考に、食品ロスの削減に向けた区の目標や方針等を定めるものです。

■基本理念

食べ物を大切にして、食品ロスを出さないことで環境への負荷を減らし、将来に渡って幸せな生活を営むことができる社会の実現をめざします。

■計画の目標

①食品ロスの削減目標

2030年までに家庭及び事業所から出る食品ロスの量を2000年比で半減

家庭系食品ロス削減量 2,400t（2019年比）

事業系食品ロス削減量 4,400t（2019年比）

	2000年	2019年	2030年目標
家庭系食品ロス量	15,400t	10,100t	7,700t
事業系食品ロス量	25,600t	17,200t	12,800t

②食品廃棄物（非可食部分）の削減目標

区民・事業者の取組みを促し、食品廃棄物のリサイクル率を向上させ、将来的に削減

■ 目標の達成に向けた体系

目標の達成に向けた体系

区民の役割

取組み方針1 食品ロス問題の現状を理解します

取組み内容 1 食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めます
区が行う施策 食品ロスに関する情報発信の充実、食品ロス削減啓発イベントの実施 等

取組み内容 2 食品ロスを削減するために自らができることを考えます
区が行う施策 食品ロス削減に関する教育・情報提供 等

取組み方針2 日々の生活で“もったいない”を意識し、社会全体で食品ロスを削減できるよう行動します

取組み内容 1 食品ロスを削減するためにできることを日頃の生活から実践します
区が行う施策 食品ロス削減の工夫をまとめた冊子・ホームページの作成

取組み内容 2 飲食店・小売店と双方向でコミュニケーションを取るよう努めます
区が行う施策 店舗とその利用者が互いに声を掛け合うことができる環境づくり

取組み内容 3 食品ロス削減に取り組む飲食店や小売店などを応援します
区が行う施策 商店街との連携による食品ロス削減の啓発、食品ロス削減に取り組む店舗の周知

事業者の役割

取組み方針3 食品ロス問題の現状を理解します

取組み内容 1 食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めます
区が行う施策 食品ロスに関する情報発信の充実、オフィス内における食品ロス削減支援

取組み内容 2 自分たちの取組みを区民に情報提供します
区が行う施策 民間事業者の取組み事例に関する情報の収集及び周知

取組み内容 3 国や都が実施する食品ロス削減運動に協力します
区が行う施策 国や都が実施する食品ロス削減運動の紹介

取組み方針4 日々の事業活動から排出される食品廃棄物の削減に努めます

取組み内容 1 他事業者や行政等と連携します
区が行う施策 食品ロス削減ネットワークの構築、民間事業者との連携の充実

取組み内容 2 利用者と双方向でコミュニケーションを取るよう努めます
区が行う施策 店舗とその利用者が互いに声を掛け合うことができる環境づくり 等

取組み内容 3 事業活動に伴う食品廃棄物の削減に努めるとともに、適切に再生利用を行います
区が行う施策 食品廃棄物削減の促進、事業者間の食品ロス削減に向けた連携促進 等

行政の役割

取組み方針5 区民・事業者・行政それぞれが主体的に行動できる環境づくりを進めます

取組み内容 1 区民や事業者への情報発信を充実させます
区が行う施策 様々な媒体を活用した情報発信の充実、イベント等における PR 活動の実施

取組み内容 2 行政自らが食品ロスや食品廃棄物の削減に取り組めます
区が行う施策 食品ロス削減に向けた意識の醸成と取組みの推進 等

取組み内容 3 食品ロス削減事業を充実させます
区が行う施策 フードドライブ事業の充実、食品ロス削減啓発事業の充実

取組み方針6 民間企業の技術や活力等を活用して、区民・事業者の取組みを支援します

取組み内容 1 官・民・学で連携を進めます
区が行う施策 食品ロス削減ネットワークの構築、民間事業者との連携の充実 等

取組み内容 2 民間企業や団体の先進的な取組みを活用します
区が行う施策 民間事業者の先進的事業の活用検討、スマートフォンアプリの活用 等

4 清掃・リサイクル事業に関連するその他の行政計画等

(1) 世田谷区基本計画(令和6年度/2024年度~令和13年度/2031年度)

区政運営の基本的な指針であり、区の最上位の行政計画である「世田谷区基本計画」においては、清掃・リサイクル事業は、分野別政策の1つである「快適で暮らしやすい生活環境の構築」に向けた政策として位置付けられています。

【現状と課題】(抜粋)

2R(廃棄物のリデュース・リユース)に重点をおいた施策展開や、区民・事業者の意識醸成・行動変容の促進により、さらなるごみ減量と資源循環型社会の形成を推進する必要があります。

【施策の概要】(抜粋)

ごみ減量と資源循環型社会の形成

ごみの減量を図り、区民に身近な食品ロス、生ごみ削減などに対する意識を変え、自発的な行動を促します。また、ものをすぐに捨てて買い替えるのではなく、長く使い続ける、手を加えてより長く使うなど、リユース意識の醸成と行動変容を促し、家庭からの廃棄物の発生を抑制するとともに、事業者による3R(リデュース・リユース・リサイクル)活動を支援します。

- 主な事業 廃棄物削減に向けたリデュース(発生抑制)の推進
食品廃棄物(生ごみ)削減の推進(食品ロスの削減)
事業者主体の3R活動の促進

(2) 世田谷区未来つながるプラン2022-2023(実施計画)

(令和4年度/2022年度~令和5年度/2023年度)

世田谷区未来つながるプラン2022-2023(実施計画)は、世田谷区基本計画(平成26年度/2014年度~令和5年度/2023年度)の最後の2年間について定められた行政計画です。未来つながるプランにおける清掃・リサイクル事業に関する成果指標及び達成状況は、次のとおりとなっています。

成果指標(令和5年度末)		達成状況(令和5年度末)
家庭系食品ロス排出量 (5年平均)	9,564 t	12,865 t
区民1人1日あたりのごみ排出量	498g/人・日	500g/人・日
事業系ごみ排出量	42,305 t/年度	41,577 t/年度 (令和4年度)

(3) 新たな行政経営への移行実現プラン

(令和6年度/2024年度～令和9年度/2027年度)

■ 計画の趣旨

持続可能な新たな行政経営への移行を着実に推進するため、新たな視点で各事業を見直し、区民サービスの向上や業務の効率化などに取り組むことを定める行政計画です。

■ 清掃・リサイクル事業における取組み（抜粋）

資源とごみの収集カレンダー編集、印刷、配布事業の見直し
集団回収届出の電子化の推進
有料粗大ごみ処理券のペーパーレス、キャッシュレス決済の導入
事業用大規模建築物への立入調査の効率化

(4) 世田谷区環境基本計画（後期）

(令和2年度/2020年度～令和6年度/2024年度)

■ 計画の趣旨

区の環境の保全、回復及び創出（以下「環境の保全等」という。）に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした行政計画であり、「一般廃棄物処理基本計画」とも補完・連携し合うものとして位置付けられています。

■ 清掃・リサイクル事業との関連（抜粋）

～環境の保全等に関する目標～

「基本目標3 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します」

ごみの発生抑制と再使用の2R（発生抑制「リデュース」・再使用「リユース」）の取組みを行ったうえで、資源の有効活用を推進し、資源循環による環境に配慮した持続可能な社会の実現をめざします。

◇方針3-3 ごみの発生抑制と資源の有効活用を推進します

環境に配慮した持続可能な社会の実現のため、2R行動を一層促進することが必要です。

そのため、区民1人1日当たりのごみの排出量を482gにすることを目標に区民・事業者主体の2Rの取組みを促進し、ごみになるものそのものを減らします。それでも発生してしまうごみについては分別を徹底し、適正なリサイクルにより、資源を有効活用していきます。

◇施策

① 不要な「もの」を出さない暮らしや事業活動の促進

3Rのうち優先順位が高い、2Rの取組みを推進するため、生産・流通・消費に関わる区民・事業者が不要な「もの」を出さない暮らしや事業活動への転換を促します。また、小売店等における環境的な取組みを支援することなどにより、マイバッグ利用やプラスチック包装の少ない商品の導入・選択などを促進し、近年問題となっている使い捨てプラスチックについても、削減をめざします。

さらに、「世田谷区2R推進会議」での普及啓発活動をはじめ、資源再利用活動の取組みへの支援などを通じて、区民との協働を進めます。

② 分別の徹底とリサイクルの推進

2Rの取組みを行ってもなお排出される不要な「もの」について、限りある天然資源を循環させるため、収集日や分別方法を掲載した「資源・ごみの収集カレンダー」の全戸配布や、登録者に収集日をメールで知らせる「資源・ごみ収集日お知らせメール」を配信するなど、ごみの分別に関する情報を発信し、分別と排出のルールを徹底することで、リサイクル可能な資源を有効活用します。

また、区民・事業者に対する資源やごみの分別徹底を呼びかけるとともに、効率的かつ安定的な収集やリサイクルを含めた円滑な処理体制を継続していきます。

可燃ごみとして出されるプラスチックについては、現状のサーマルリサイクル（清掃工場で焼却して発電）を当面は継続しながら、より環境負荷の少ない手法について外部の知見も加えて調査・研究し、将来の一般廃棄物の処理処分・リサイクルに関するルールのあり方に関し、コストに見合った環境負荷低減効果も含め検討していきます。

③ 区民主体で行う資源回収への支援と情報発信の実施

区民が主体となって行う資源回収（集団回収）への支援を実施するとともに、地域で行う古着古布回収の情報を広く発信し、行政によらない資源のリサイクルを促進します。

④ 食品ロスの削減

各種イベント等の様々な機会を積極的に利用し、「フードドライブ」や「3010（さんまるいちまる）運動」に関する啓発活動に努めることで、食品ロスの削減に努めます。

⑤ 緑化廃棄物の有効活用

世田谷みどり33の施策等による緑化の推進に伴い、剪定枝等の廃棄物も増加が見込まれています。これらの剪定枝を資源として有効活用するため、他市町村の再生資源化施設に運搬できるよう他自治体と事前協議のうえ、資源化ルートを整え造園業者等事業者の運搬先を清掃工場から再生資源化施設へと誘導し、剪定枝の資源化を促進します。

(5) 世田谷区地球温暖化対策地域推進計画

(令和5年度／2023年度～令和12年度／2030年度)

■ 計画の趣旨

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を実施するための「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」として策定された計画です。また、「気候変動適応法」に基づく、区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るための「地域気候変動適応計画」も兼ねています。

■清掃・リサイクル事業との関連（抜粋）

◇施策の柱Ⅰ 区民の取組み支援

施策Ⅰ－1 脱炭素型ライフスタイルへの転換促進

③ごみの発生抑制への支援

- ・「世田谷プラスチック・スマートプロジェクト」を通じたプラスチックごみの発生抑制等に関する普及啓発
- ・ごみの発生抑制に関する普及啓発と取組み支援（資源回収の促進、区民主体の資源回収の支援、生ごみの減量促進）
- ・食品ロスの削減
- ・プラスチック使用製品の分別回収の検討

施策Ⅰ－3 環境教育・環境学習

②学校等における環境教育・環境学習

- ・ごみ減量やリサイクル促進に関する環境学習の実施

③環境意識の醸成

- ・清掃・リサイクル関連施設等を活用した普及啓発

進捗管理指標

指標	現状（2021年度）	2030年度の目標
区民1人1日あたりのごみ排出量	536g/人・日	482g/人・日 (2024年度※)
家庭系食品ロス排出量 (5年平均)	10,100t (2019年度)	7,700t

※2030年度の目標を定めていないため、区一般廃棄物処理基本計画における2024年度目標値としている。

◇施策の柱Ⅱ 事業者の取組み支援

施策Ⅱ－1 脱炭素型ビジネススタイルへの転換促進

③ごみの発生抑制への支援

- ・「世田谷プラスチック・スマートプロジェクト」を通じたプラスチックごみの発生抑制等に関する普及啓発
- ・ごみの発生抑制、再利用の2Rに関する普及啓発
- ・食品ロスの削減
- ・事業系リサイクルシステムの利用促進
- ・せたがやエコフレンドリーショップ（食品ロスやプラスチックごみの削減に取り組む小売店や飲食店で認証された店舗）の利用促進

◇施策の柱Ⅵ 区役所の率先行動

施策Ⅵ－3 職員による環境配慮行動の推進

②職員の行動推進

- ・「世田谷プラスチック・スマートプロジェクト」を通じたプラスチックごみの発生抑制等に関する行動推進

◇重点施策3【廃棄物】ごみ減量の推進

国や都では、大量生産・大量消費・大量廃棄型の資源利用のあり方を見直し、気候変動問題や天然資源の枯渇などの環境問題にも対応するため、プラス

チックをはじめとする廃棄物等の発生抑制、資源や製品等の再使用・再生利用などによる資源循環を更に促進しています。

世田谷区においても、2Rによるごみの減量を推進するとともに、取組みを行ってもなお排出される不用な「もの」について可能な限り資源としての有効活用を進めます。

●区民・事業者の2R（「リデュース」、「リユース」）行動の促進

区民・事業者に不用な「もの」を出さない暮らしや事業活動への転換、マイバッグ利用やプラスチック包装の少ない商品の導入・選択などを働きかけます。また、更なる分別と排出ルールの徹底を図ることで、リサイクル可能な資源を有効活用し、限りある天然資源の循環に取り組みます。

●食品ロスの削減

「食品ロス削減推進計画」に基づき、フードドライブの実施やせたがやエコフレンドリーショップの登録店舗拡大など、食品ロス削減に向けた取組みを進めます。

●プラスチック使用製品の分別回収の検討

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を踏まえ、家庭から排出される使用済みプラスチック使用製品の分別収集・再商品化のあり方や、収集体制、中間処理施設の確保等について調査・検討を進めます。